

令和4年度

監査結果報告書

定期監査（収入事務）

（企画部）

（教育部）

大分市監査委員



監査第27号
令和5年5月1日

大分市長	足立信也 殿
大分市議会議長	二宮博 殿
大分市教育委員会教育長	佐藤光好 殿

大分市監査委員 縄田睦子

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 今山裕之

大分市監査委員 帆秋誠悟

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

収入事務（「公金直接収納における現金取扱事務」を除く）

(2) 選定理由

監査を効率的かつ効果的に実施するためには、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、実施計画を策定する必要がある。

このため、平成 24 年度から令和元年度に実施した定期監査（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査）における結果報告書で指摘事項、要望事項としたものをすべて抽出し、分析した結果、指摘事項、要望事項の件数が最も多く、リスクの発生が最も高いとされる「収入事務」を監査の対象とすることとした。

このうち、令和 2 年度には「公金直接収納における現金取扱事務」について監査を行ったことから、令和 3 年度から 2 か年をかけ、それ以外の「収入事務」について監査を実施することとする。

2 監査の対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで

3 監査の実施期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 29 日まで

4 監査の対象課等及び実施場所

部 局	課 等
企 画 部	市長室、情報政策課、文化振興課、国際課、スポーツ振興課
教 育 部	教育総務課、学校教育課、学校施設課、体育保健課、 人権・同和教育課、社会教育課、文化財課、教育センター、 美術振興課

5 監査の着眼点

分類	リスク	監査の着眼点
算定	過少徴収	・徴収額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
調定	過大徴収	・調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
	過少徴収	・調定の時期及び手続は適正か。
	システムへの科目入力ミス	・前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。 ・調定漏れはないか。
収納	意思決定プロセスの無視	・手数料等の徴収事務において、決裁権者の決裁をうけ、証明書等を交付しているか。 ・還付手続において、決裁権者の決裁をうけ、還付しているか。
	過大徴収	・亡失等による納入通知書の再発行は適正に行われているか。また、納付書は必要事項をすべて記載して発行されているか。
	過少徴収	・手数料等は法令等に定められた時点で徴収されているか。 ・保証金等の請求漏れはないか。
	システムへの科目入力ミス	・収入科目の誤りはないか。 ・データ入力誤りによる事務の不履行はないか。

分類	リスク	監査の着眼点
減免	説明責任の欠如	・法令等を正しく解釈し、適正に減免をしているか。
	意思決定プロセスの無視	・減免事務において、決裁権者の決裁をうけ、減免をしているか。
	過少徴収	・同じ減免基準を適用すべき施設において、基準の運用は統一的なものとなっているか。
使用許可等	説明責任の欠如	・法令等を正しく解釈し、適正に徴収をしているか。
	意思決定プロセスの無視	・使用許可手続において、決裁権者の決裁をうけ、許可しているか。
	なりすまし	・申請書は提出されているか。また、身分を証する関係書類は添付されているか。
	過少徴収	・滞納整理等について努力が払われているか。
収入事務委託	不適切な契約内容による業務委託	・歳入の徴収又は収納事務の委託は適正に行われているか。また、所定の告示及び公表を行っているか。
	過少入力	・繰替払に係る歳入は適正に補てんされているか。
その他	個人情報の漏えい・紛失	・個人情報等の管理は徹底されているか。
	不適切な価格で契約	・不用品の売却処分等は適正に行われているか。

6 監査の方法

監査対象課等に対し書類の提出を求め、当該事務が法令等に適合し、正確に行われているか等、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

7 監査の結果

企画部

スポーツ振興課

(1) 体育施設使用料について

ア 調定事務が適正でないもの

大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続をしなければならないとされている。

しかしながら、使用料を返還することを決定したにもかかわらず、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 徴収事務が適正でないもの

大分市都市公園条例の規定では、使用料は使用許可の際に納付しなければならないとされている。

しかしながら、使用料の納付について、許可の際ではなく後日納付させているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

ウ 減免事務が適正でないもの

大分市都市公園条例施行規則及びのつはる天空広場条例施行規則の規定では、使用料を減免する場合及びその額が定められており、条例等の範囲内で審査基準を定め個々具体的に審査することとしている。

しかしながら、使用料の減免に係る規定の審査基準に該当しないものについて、別途市長の承認が必要であるにもかかわらず、承認を得ずに、使用料を減免しているものが見受けられた。

今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。

エ 使用許可事務が適正でないもの

大分市都市公園条例施行規則の規定では、各施設の使用時間が定められており、市長が必要と認めるときは、これを変更することができることとされている。

しかしながら、市長の承認を受けずに、使用時間外の施設使用を許可

し、使用料を徴収しているものが見受けられた。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

オ 私人に徴収事務を委託している駄原トレーニング施設及び日吉原レジャープールの使用料について、領収証書の取扱いに不備があるものが見受けられた。

今後は、大分市財務規則等に従い適正な事務処理を行うよう指導されたい。

教育部

学校施設課

(1) 今市健康増進センターの使用料について

ア 使用許可事務が適正でないもの

大分市今市健康増進センター条例及び市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則の規定では、センターの体育館、研修室及び健康増進室（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされている。

しかしながら、施設の使用について、決裁を受けずに使用許可しているものが見受けられた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

イ 減免事務が適正でないもの

大分市今市健康増進センター条例及び市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則の規定では、教育長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができることとされている。

しかしながら、施設の使用料について、決裁を受けずに減免していた。今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。